

【 重要事項説明書 】

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	独立行政法人地域医療機能推進機構
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都港区高輪 3 丁目 22 番 12 号 電話 03-5791-8220 FAX 03-5791-8258
代表者氏名	独立行政法人理事長 山本 修一
法人設立年月日	平成 26 年 4 月 1 日

2. 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

事業者名称	星ヶ丘医療センター附属訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	2762490544
事業所所在地	大阪府枚方市星丘 4 丁目 8 番 6 号
連絡先	電話 072-840-3151 FAX 072-840-3152
管理者	看護師長 山口 朋代
事業所の実施地域	枚方市・交野市

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を確保する。
運営方針	- 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅に置いて、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。 - 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 - 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 - 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 - 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 - 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあつては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

	7. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 8. 前7項のほか、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年枚方市条例第48号）、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年枚方市条例第49号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
--	--

4. 本事業所の職員体制（令和6年6月1日現在）

職種	常勤	
管理者：山口 朋代（看護師長） 「看護職員と兼務」	1名	
保健師・看護師・理学療法士 「うち1名は管理者と兼務」	4名（看護師）	1名（理学療法士） 病院と兼務

5. サービス提供時間

- 1) 営業日 月曜日～土曜日（日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）
- 2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分
- 3) 上記営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとっている。

6. 提供するサービスの内容

- 1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画書の作成	主治医の指示並びに契約者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、契約者の意向や心身の状況などのアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 1. 病状・障害の観察 2. 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事および排泄等日常生活の世話 3. 床ずれの予防・処置 4. リハビリテーション 5. ターミナルケア 6. 認知症患者の看護 7. 療養生活や介護方法の指導（日常生活へ援助、病状や介護へのご助言） 8. かかりつけ医、ケアマネージャー等サービス関連職種との連絡調整、連携 9. 専門性の高い看護師による緩和ケアや手順書を元に点滴実施やカテーテル及びドレーンの交換・褥瘡処置を実施。 10. その他医師の指示による医療処置（カテーテル管理・医療機器・傷の処置など）

- 2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行ないません。

- ① 契約者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 契約者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 契約者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 契約者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他契約者又は家族などに対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 利用料

- 1) 契約者は、星ヶ丘医療センター附属訪問看護ステーション料金票（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料およびサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。
- 2) 利用料として介護保険法第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 3) 通常の事業の実施地域（枚方市・交野市）を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。交通費は次の通りである。
 - (1) 事業所から片道 3km 未満 330 円
 - (2) 事業所から片道 3km 以上 550 円
- 4) 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5) 利用者負担額の目安については、別紙の利用料金票に記載する。
- 6) 利用料の支払い方法
毎月 15 日前後に前月分の請求書を郵送いたしますので、以下の方法でご入金ください。
 - ① 星ヶ丘医療センター会計窓口
 - ② 銀行口座振込み
りそな銀行 枚方支店 （普通）0356816 星ヶ丘医療センター
 - ③ 口座振替 希望銀行可能

※キャンセル料

訪問看護の中止については、前日 17 時までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更又は中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日 17 時までにご連絡をいただいた場合	不要です
前日 17 時以降、訪問までのご連絡の場合	1,000 円を請求いたします
訪問までにご連絡がない場合	1 提供あたりの料金の 100%を請求いたします

※ただし利用者の方の急な入院などの場合にはキャンセル料は請求いたしません。

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、契約者が予め指定する連絡先にも連絡します。

・ 家族等緊急連絡先

氏名 _____ 続柄 () 電話 : _____

・ 主治医

氏名 : _____ 電話 : _____

9. サービスの利用に関する留意事項

- 1) サービス提供時に訪問担当者が決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の従業員が交代して訪問・対応をします。また、事業者の都合により担当者を交代することがあります。担当を交代する場合は、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮致します。
- 2) 訪問日・時間については、利用者の都合による申し出があった場合、または他の利用者の緊急時の対応、休祝日による訪問日調整等によって変更させて頂く場合があります。

10. サービスの第三者評価の実施

- 1) 本事業所は、年1回枚方市の「訪問看護・介護予防訪問看護 自主点検表」を用いて評価し改善しています。
- 2) 星ヶ丘医療センターより、毎年1回構造評価を実施しています。
- 3) 上記をもとに、事業所の概要、事業所の特色、事業所の詳細、運営状況、その他を厚生労働省の「介護サービス情報公表センター/大阪」のホームページで公表しています。また、「介護サービス情報公表システムの使い方」は、大阪府内の各市町村でも入手することができます。

11. 秘密の保持

- 1) 本事業所の従業員は、当該事業を行なう上で知りえた契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- 2) 介護サービス事業者等との連携において、契約者または家族の個人情報を提供することがあります。その場合には事前に同意を得ます。
- 3) 事業者及び従業員は、退職後も在職中に知り得た契約者及びその家族の秘密を守ることを義務とします。

12. 衛生管理

- 1) 本事業所は、看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めています。
- 2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する附属病院の委員会(星ヶ丘医療センターの感染対策委員会に所属)に定期的に参加し、事業所内の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

13. 虐待の防止について

- 1) 本事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待の発生又はその防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する事業所内の委員会(星ヶ丘医療センターの医療安全対策委員会に所属し定期的に参加)を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施
 - (4) 虐待を防止するための研修を適切に実施するための担当者の設置
 - (5) 虐待を防止するために、星ヶ丘医療センターの地域医療支援センターや倫理委員会など第3者の意見を聴取する体制の整備
- 2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14. 身体的拘束等について

- 1) 事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束などはいけません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件を全て満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合、態様及び時間、利用者の心身の状態、緊急やむ得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また、事業所として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

 - (1) 切迫性：直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
 - (2) 非代替性：身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
 - (3) 一時性：利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

15. 事故発生時の対応(損害賠償)

- 1) 事業所は、自己の責に帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減免できるものとします。
- 2) 前項の規定にかかわらず、事業所は、以下の各号に該当する場合は損害賠償責任を負いません。
 - (1) 利用者が、事業所との本契約締結時に、故意をもって、その心身の状況及び病歴等の重要事項を告げず、又は虚偽の告知を行ったことにより損害が発生した場合。
 - (2) 契約者が、故意をもって、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認がされた際に、虚偽の告知を行ったことにより損害が発生した場合。
 - (3) 不可抗力により契約者に損害が発生した場合。

16. 業務継続計画の策定など

- 1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じています。
- 2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っています。
- 3) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っています。
- 4) 事業所は、契約の有効期間中、地震等の災害、荒天・降雪・路面の凍結等の事由により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、サービス提供を中止することがあります。ただし、有事の際の利用者の安否確認や今後の事業再開について、担当のケアマネージャー含め相談し対応していきます。

17. 苦情受付窓口

事業者は契約者またはその家族が苦情申し立てを行なった場合、これを理由としていかなる、不公平な対応も致しません。

星ヶ丘医療センター附属 訪問看護ステーション担当者	所在地 大阪府枚方市星丘4丁目8番6号 電話 072-840-3151 受付時間 平日9:00~17:00
星ヶ丘医療センター 医療相談室	所在地 大阪府枚方市星丘4丁目8番1号 電話 072-840-2641 受付時間 平日9:00~17:00
(市町村の窓口) 枚方市役所 健康福祉部 介護認定給付課	所在地 大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20 電話 072-841-1460 (直通) 受付時間 平日9:00~17:30
交野市立保健福祉総合センター 交野市保健福祉部高齢介護課	所在地 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号 電話 072-893-6400 受付時間 平日9:00~17:30
(公的団体の窓口) 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常磐町1丁目3番8号 電話 06-6949-5418 受付時間 平日9:00~17:00

令和 年 月 日
指定訪問看護の開始にあたり、契約者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

指定居宅サービス事業者
所在地 〒573-0013 大阪府枚方市星丘4丁目8番6号
星ヶ丘医療センター附属訪問看護ステーション

説明者氏名 _____ 管理者 _____ 印 _____

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け同意いたします。

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

家族（代理人） 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄（ ） _____